堂林自治会会則

地縁団体・法人

堂　林　自　治　会

平成 26 年 4 月 20 日現在

（会則は平成 19 年 11 月 17 日臨時総会で改正）

第１章　　総則

（名　称）

第１条　本会は堂林自治会と称する。

（区　域）

第２条　本会の区域は静岡市清水区堂林１丁目及び２丁目の全域とする。

（事務所）

第３条　本会の事務所は自治会館に置く。

（会の組織）

第４条　会員相互の緊密な連携を図りつつ、第２章に定める活動を行うため、本会に隣組、部会等を置く。

2．隣組、部会等の細部については別に定める実務規定による。

第２章　　目的

（目　的）

第５条　本会は第２条に定める区域内の住民が、心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題についてともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の活動を行う。

① 会員相互の連絡事務に関すること。

② 生活環境の改善及び向上に関すること。

③ 住民生活の安全確保に関すること。

④ 住民の教育、福祉及び文化の向上に関すること。

⑤ 住民の健康増進に関すること。

⑥ 住民相互の融和と扶助に関すること。

⑦ 地域内の老人、女性、青年、子供等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関すること。

⑧ 自治会連合会、地区連合会その他の団体との連絡及び協調に関すること。

⑨ 市役所その他、官公署との連絡及び協力に関すること。

⑩ その他目的の達成のために必要なこと。

⑪ 但し、特定の政党、宗教、営利団体には関与しない。

第３章　　会員

（会　員）

第６条　第２条に定める区域住居を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

２．前項に該当しない個人又は団体にあっては、本会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

３．本会は、正当な理由がない限り、第２条に定める区域に住居を有する個人の加入を拒んではならない。

（会　費）

第７条　会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入　会）

第８条　本会に入会しようとする者は、組長を経由して会長に届け出るものとする。

（退　会）

第９条　会員は退会しようとするときは、組長を経由して会長に届け出なければならない。

２．会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

①本会の区域内に住所を有しなくなったとき。

②死亡したとき。

（拠出金品の不返還）

第１０条　退会した会員が既に納入した会費、入会金及びその他の拠出金は、返還しない。

第４章　　役員

（役　員）

第１１条　本会に、次の役員を置く。

①会長　　１人

②副会長　　若干名

③会計　　１人

④監事　　２人

（役員の選出）

第１２条　役員の選出は、総会において選出する。

２．監事は、他の役員と兼ねることができる。

（役員の職務）

第１３条　会長は、本会を代表し、会務を統括し決定する権限を有する。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故が有るとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

３．会計は、本会の会計業務及び決算報告書を作成する。

４．監事は、次の業務を行う。

① 本会の財産の状況を監視すること。

② 役員の業務執行の状況を監視すること。

③ 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会を招集する事。

（役員の任期）

第１４条　役員の任期は２年間、最長３期を目途とする。

２．役員に欠員を生じたとき、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３．役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（顧問及び相談役）

第15条　この会に、顧問、相談役を置くことができる。

第５章　　会議

（会議の種類）

第１６条　本会の会議は、総会及び役員会とする。

２．総会は通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第１７条　総会は、会員をもって構成する。

２．役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（決議事項）

第１８条　総会は、本会の会則に定めるもののほか、次の事項を審議し、承認あるいは決定する。

① 事業報告及び収支決算に関すること。

② 新役員、委員

③ 運営方針に関すること。

④　事業計画及び収支予算に関すること
⑤　この会の運営上特に重要なこと。
２．役員会は、次の事項を決議する。
①　総会の決議した事項の執行に関すること。
②　総会に付議すべき事項に関すること。
③　その他本会の運営に必要なこと。
３．第１項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

（総　会）
第１９条　通常総会は、毎年１回開催する。

（臨時総会）
第２０条　臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の５分の１以上、若しくは監事から議会の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（役員会）
第２１条　役員会は、会長が必要と認めたとき又は会員の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。

（召　集）
第２２条　総会及び役員会は、会長が招集する。
２．総会及び役員会を招集する場合は、会長は会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催日の５日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

（議　長）
第２３条　総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。
２．役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）
第２４条　会議は、総会においては会員、役員会においては役員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（議　決）

第２５条　議会の議事は、本会会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

２．役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

３．可否同数のときは、議長がこれを決する。

（書面表決）

第２６条　やむを得ない理由のために、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前２条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

（議事録）

第２７条　会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①　会議の日時及び場所

②　構成員の現在数

③　会議に出席した構成員の数

④　議決事項

⑤　議事の経過の概要およびその結果

⑥　議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及び本会会議において選出された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第６章　　資産及び会計

（資産の構成）

第２８条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

①　別に定める資産目録に掲げる資産

②　会費及び入会金

③　寄付金品

④　事業に伴う収入

⑤　資産から生ずる収入

⑥　その他の収入

（資産の管理）

第２９条　資産は会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により定める。

２．別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

（経費の支弁）

第３０条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び収支決算）

第３２条　本会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了３ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第３３条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第７章　　会則の変更及び解散

（会則の変更）

第３４条　本会会則は、総会において総会員の過半数の同意を得、かつ市長の認可を受けなければ変更することができない。

２．実務規程等細則の改定、変更については別に定める。

（解　散）

第３５条　本会は、地方自治法第２６０条の２第１５項において準用する民法第６８条第１項第３号及び第４号並びに第２項の規定により解散する。

２．総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承認を得なければならない。

（残余の財産の処分）

第３６条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て決定する。

第８章　　雑則

（書類及び帳簿等の備え付け）

第３７条　本会は、事務所に会員名簿・財産目録等、必要な帳簿を備え付けておかなければならない。

（委　任）

第３８条　本会会則の施行について必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

本会則は平成２０年４月１日より実施する。

堂林自治会　実務規程

（目　的）

第１条　この規定は、堂林自治会会則（以下会則という）第２章の目的のための諸活動を行うに必要な実務的事項を定めたものである。

（組　織）

第２条　会則第４条にもとづき、自治会の日常活動推進のため隣組及び部、委員会等（以下部会という）を置く。

１．隣組

（１）　自治会内の近接した、適切な数の世帯からなるブロックを隣組として組織する。

（２）　近接する４隣組を目途としてなる区域を区として組織する。

（３）　各隣組内の互選により隣組長を、区内隣組長の互選により区長を選任する。

（４）　区長及び隣組長は、それぞれ区、隣組の自治会用務の連絡調整の任に当る。

（５）　区長及び隣組長の任期は慣例として１年とする。但し、再任は妨げない。

（６）　隣組運営に必要な隣組の取り決めは隣組の自主にゆだねる。

２．部会

名称	主たる活動	摘要（構成、委員等）
(1)　自主防災会	防災諸活動の実施、指導	自治会長を会長とし、本部長を長とする。各隣組から選任の委員からなる実働組織。防災の充実、企画、立案のため必要により事務局を置く。
(2)　婦人部	婦人による自主活動	各隣組から連絡員１名を選任
(3)　体育部	体育諸活動の推進	委員　若干名
(4)　子供育成部	子供の健全育成の活動	委員　若干名
(5)　寿会	高齢者の QOL 向上	60 歳以上の希望者から成り、代表者は会員の互選による
(6)　民生委員	法に定める民生委員業務	２名　会長委嘱
(7)　児童委員	児童の健全育成に関わること	１名　会長委嘱
(8)　青少年育成委員	青少年の健全育成に関わること	委員若干名　会長委嘱
(9)　青少年補導委員	青少年の非行防止に関わること	委員若干名　会長委嘱
(10)　交通安全委員	交通安全指導	委員若干名　会長委嘱
(11)　保険委員	健康増進にかかわる諸活動	委員若干名　会長委嘱
(12) ネットワーク推進委員	地域ネットワークの向上に関わること	委員若干名　会長委嘱

(13) 廃棄物減量等推進委員	廃棄物減量等の推進と啓蒙	委員若干名　会長委嘱
(14)　広報委員	市広報等配布物の配布センター職務	１名　会長委嘱
(15)　ＩＴ委員会	情報連絡の迅速化、コミュニケーション向上等のため、ＩＴ活用の推進	委員若干名　会長委嘱
(16)　暴力追放推進委員	暴力追放推進諸活動	委員若干名　会長委嘱
(17)　むらさき倶楽部	高齢者いきいき事業	委員　若干名
(18)　協力委員	自治会諸活動への広範かつ指導的協力	自発参加

３．自治会活動に関する会長の諮問機関組織として運営推進委員会（以下、推進委員会という）を置く。

（１）推進委員会は自治会活動に関する意見具申及び役員改選時の役員銓衡を行う。

（２）推進委員は各隣組により各１名選任される。

（３）委員長は推進委員の中から会長が委嘱する。

（４）推進委員会は課題に適した組織としてブロック制を設けることが出来る。その場合中核としてブロック代表者を委嘱する。

（５）既存の運営推進委員会に事務局を設け、新たに委員３名を選任する。

（部会代表者）

第３条　部会には会長との連絡、調整、会務の円滑化のため代表者（以下、部会長という）、必要により副代表者（以下、副部会長という）を置く。

２．部会長、副部会長は委員の中から選出し、会長が委嘱する。

（部会等委員の任期）

第４条　部会委員の任期は次の通りとする。但し再任は妨げない。

１．婦人部委員、子供育成部委員は慣例により１年とする。

２．民生委員の任期は３年とする。

３．その他の委員については原則として２年とする。

４．任期中に退任した委員の後任委員の任期は、前任者の残り期間とし、その委員は再任が望ましい。

（会議、会合）

第５条　会則第１６条（総会及び役員会）の他、自治会の日常活動を円滑に推進するための会合として次のものがある。

１．日常活動における連絡、調整、決定のため総会に準ずるものとして、役員及び隣組長並びに各部会長による会合。（以下、自治会定例会という）を原則として毎月行う。召集は会長。

２．部会等が必要なとき、随時行う会合。召集は各部会長。

３．会合は出席対象者の２分の１以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

（会　費）

第６条　会費は各戸単位とし、月額で次の３種類とする。

１．入会金	持家	２，０００円
	借家	１，０００円
２．会　費(月額)		７００円
３．建物営繕積立金(月額)		３００円

（表　彰）

第７条　この会の役員で５年以上その職にあり、会の発展に尽くした者に対しては区長以上の役員会で認めた場合、表彰することができる。

２．この会の会員で、会の目的達成のため特に功績があった者に対しては、区長以上の役員会で認めた場合は表彰することができる。

（会員に対する弔慰金並びに見舞金）

第８条　会員が死亡したときは5,000円、但し時の情勢により、又は会員で特に功績のあった者に対しては、三役会において協議の上、その額を変更する事ができる。

２．本会の事業遂行のために生じた傷病、疾病により長く療養中の者、又は不慮の災害を受けた場合は、その状況により三役会において協議の上、見舞金を贈る事ができる。

（会計報告）

第９条　資産及び会計の実務は会則第6章（資産及び会計）による。

２．前項に関連し、自治会から資金供与を受けている部会等は、収支明細を年度末に自治会長へ報告する。

（顧問及び相談役）

第10条　会員の中から顧問及び相談役を置くことができ、会長が委嘱する。

地域の諸問題について知識、経験、技能豊富な会員から自治会活動に関し幅広く意見具申を受ける。

２．必要に応じて委嘱し、任期は定めない。

附　則

１．本実務規定は、平成20年4月1日から施行する

附　則

１．本実務規定は、平成21年4月1日から施行する

附　則

１．本実務規定は、平成22年4月1日から施行する

附　則

１．本実務規定は、平成24年4月1日から施行する

【改定履歴】

平成２０年４月１日　・第６条の（会費）自治会館の万が一の災害等による倒壊、火災、老朽化などのために建物営繕積立金として会費 300 円を新設する

平成２１年４月１日　第２条第２項の部会にＩＴ委員会を追記(15 号)

平成２２年４月１日　第２条第３項５号に運営推進委員会の事務局設置を追記

平成２４年４月１日　１．10 条の「規定の施行」は附則へ記述するために削除
２．第 10 条(顧問、相談役)を追記。顧問、相談役の選任の件

平成２６年４月２０日　堂林自治会会則　第３章　会員　第６条の記載内容を修正
第２条に定める区域住居（住民⇒住居に修正）を有する…

平成２９年２月４日　２.部会に「むらさき倶楽部」を追記

堂林自治会館　管理細則

１．　使　用　目　的　　堂林自治会則による自治会諸活動及び住民の親睦、福祉、文化、社会、教育の向上に寄与する会合に使用する。

２．　使　用　方　法　　使用責任者は会長の承認を得て会館を使用し、本細則に従い使用器具類、火の元の安全を期し、会館使用報告書に、所定事項を記載する。

３．　防　災　管　理　　自治会長を防災責任者とし、実務管理者として法定資格者を選任する。

４．　会館の管理清掃　　使用後の片付けの励行及び、当番制等住民の自主的方法により行う。

５．　会 館 の 維 持　　自治会費及び会館使用料の収入による。

６．　鍵　の　保　管　　会館の鍵は、自治会長の指定する者が保管する。

７．　火　災　保　険　　年１回更新して加入する。保険金額はその時点で妥当な額とする。

８．　会館破損の弁償　　建物、設備、器具等に破損、損害を与えた場合は本人が負担し、子供の場合は保護者が責任を持って代弁又は修理復元する。

９．　使　用　時　間　　原則として午前９時より午後９時までとする。

１０．使　用　禁　止　　ギャンブルや騒音を発する行為、営利を目的とする行為、社会に悪影響を与える行為に使用してはならない。

１１．会 館 使 用 料　　会館の使用料は下記による。

区　　分	公的使用	私的使用
自治会員	無料	1,000 円
会員以外	1,000 円	2,000 円

１２．この細則に定めのない事項については、自治会長の裁量により決定する。

附　則

１．この細則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

堂林自治会 IT 委員会規定

第１条　（組織の名称）

この会の名称は、IT 委員会（以下 IT と称す）とする。

第２条　（組織の目的）

IT は NET の迅速な配信を通じて自治会の広報活動と定時及び緊急の連絡を配信もしくは WEB に自治会の活動状況を掲示する。従来の回覧よりも迅速な連絡網として位置づける、又ホームページを見ることで自治会の月次の予定、活動状況が網羅され、近い将来的には、NET 配布が全家庭に配信できるようになることが望ましい。

第３条　（委員）

この会の委員は、堂林自治会の会員の中から、知識、経験、技能を有する人の中から、自治会長が委託をする。

第４条　（任期）

通常の場合　２年とする。但し、延長も有りうる。

第５条　（組織及び任務）

第２条の目的を遂行する為に次の担当を置き、任務を分担する

１．PC 管理責任者

２．メール配信者

３．ホームページ管理者

第６条　（会議）

IT 会議は委員を持って構成し、必要の都度、委員もしくは自治会長が召集する。

第７条　その他

この会則に規定するものの他、この会の運営、各員の役割分担等必要な事項は会で定める。

付　則

１．この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。